

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員情報公開規程

平成19年8月24日

監査告示第2号

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員が保有する公文書に係る埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広域連合条例第15号）の施行については、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則（平成19年広域連合規則第18号）の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。